

「大末建設グループ行動規範」

行動規範の構成

この規範は以下の6章から構成されています。

1. 総則（基本姿勢、規範遵守の責任に関する規程）
2. 事業活動についての指針
3. 事業活動について守らなければならないこと
4. 社会から信頼を得るために
5. 活力溢れる企業風土のために
6. 運用体制

1. 総則

(1) この規範の趣旨および適用範囲

この規範は、我々が建設業を通じて豊かな人間生活に貢献し、誠実を旨として社会からの信頼を得、生き生きと活動していくうえでの指針を示すとともに、当社並びに子会社（以下「当社グループ」という）の社会的責任を自覚し、企業活動において法令を遵守し、社会倫理に適合した行動をとるよう、日常の業務遂行において遵守すべき事項を定めるものとします。

(2) 基本姿勢

- ① 我々は、お客様志向に徹することを第一とし、お客様のニーズの把握、企画提案、良質な作品の提供とこれを実現するための技術力の向上・研究に努め、そのためにいかなる環境変化にも即応する経営体制と、筋肉質で強靱な組織を構築し、安定収益基盤を確立することを目指します。
- ② 我々は、常に社会人としての自覚を持ち、高い道徳観、倫理観に基づき社会的良識に従って行動します。
- ③ 我々は、企業活動において法令およびこの規範をはじめとする社内規程を遵守し、利害関係者との間において公正で健全な関係を維持し、企業活動が社会倫理に適合したものとなるようにします。
- ④ 我々は、会社の正当な利益に反する行為または会社の信用、名誉を毀損するような行為を行いません。

2. 事業活動についての指針

(1) 事業活動におけるお客様満足の追求

- ① 事業活動において、常にお客様のニーズを的確につかみ、心から満足していただけるよう努めます。
- ② 事業活動の遂行にあたり、常に細心の注意を払い、すべての面で安全の確保に努めます。

(2) 環境への配慮

着工から完成、引渡し、リフォームに至るまでのライフサイクルにわたって生じる環境への影響を低減するよう配慮し、環境保全活動を継続的かつ着実に推進していきます。

(3) アフターフォローの充実

我々が提供した作品・サービスについて、アフターフォローを充実させ、お客様に満足していただけるよう努めます。

(4) 技術力・品質の確保と向上

- ① 豊かな人間生活に貢献するため、我々一人一人が常に勤勉であらんとし、相互に啓発しあるいは後進の育成に努め、もって技術の向上を目指し、飽くなき向上心と探究心をもって研究開発に励みます。
- ② 作品・サービスの提供について、優良な品質の確保に最優先で取り組みます。

3. 事業活動について守らなければならないこと

(1) 環境に関する法規制、その他要求事項の遵守

- ① 自然と技術の調和を図り、環境改善活動を推進していきます。
- ② 地球環境を保全するために省エネへの取り組みや建設副産物の低減などに取り組みとともに、関係法令および各種規制を遵守します。

(2) 自由な競争および公正な取引の実施

- ① 取引先との間で、自由な競争原理に基づき、独占禁止法等の関係法令を遵守した公正な取引を励行します。
- ② お客様、取引先、競争会社との関係は、常に健全で公正なものとし、社会的常識を逸脱するような接待や贈答は行いません。
- ③ 寄付行為の実施に当たっては、その必要性、妥当性を十分に考慮し、関係法令に従って行います。

(3) 政治・行政との健全な関係の維持

- ① 政治資金・寄付、選挙、政治活動に関しては、政治資金規制法、公職選挙法等の関係法令を遵守します。
- ② 国会議員、地方公共団体の長、議員、官公庁・地方公共団体の役職員（法人・団体の役職員であってみなし公務員とされる者を含む。）等に対し、贈賄行為を行わないことは勿論、利益供与、便宜供与とみられる行為を行いません。

4. 社会から信頼を得るために

(1) 企業情報の開示および管理

- ① 株主・投資家等に対し、当社グループの経営内容、事業活動状況等企業情報の開示を関係法令に従いタイムリーに行うものとします。
- ② 当社グループの秘密情報を在職中のみならず退職後も、無断で開示・漏洩または、不正・不当に利用いたしません。
- ③ 業務上知り得たお客様、その他取引先等の情報は、正当な目的外に使用しないとともに、無断で開示・漏洩いたしません。
- ④ 不正な方法により、お客様、その他の取引先、競争会社等の秘密情報にアクセスし、またはこれを入力いたしません。
- ⑤ 当社グループおよび他社の未公表の情報に基づくインサイダー取引を行いません。

(2) 会社財産の管理および適正使用

- ① 当社グループの財産（有形、無形の資産）を所定のルールに従い適正に管理し、私的用途に流用するなど業務目的以外に使用いたしません。
- ② 知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の維持、確保に努め、権利の許諾等は、所定の手続に従い行います。
- ③ 他社（他者）の知的財産権を尊重し、故意に侵害または不正使用をいたしません。

(3) 企業会計の透明化・健全化の推進

違法な支出を行わないなど、不正経理を排除し、企業会計の透明化、健全化を図ります。

(4) 反社会的行為への関与の禁止

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、一切関与いたしません。

(5) 社会貢献とコミュニケーション

- ① 良き企業市民として、企業活動を通じて社会貢献活動を行います。
- ② 工事の施工に際し安全面において細心の注意を払うとともに、地域住民との良好な近隣関係を維持するよう努めます。

5. 活力溢れる企業風土のために

(1) 従業員の人格・個性の尊重

従業員一人一人の人格や個性を尊重しつつ、成果・業績主義に基づく客観的で公正な人事評価を行うとともに、豊かさと達成感が実感できるような人事制度、研修制度や労働条件の維持向上に努め、やりがいを感じる職場、生きがいを見出せる企業の構築を目指します。

(2) 安全で健康的な職場環境の確保・人権の尊重

① 安全・健康の確保を最優先するとともに、従業員一人一人のプライバシーを尊重し、個人の情報を取り扱うに当たって細心の注意を払い、その適正な管理に努めます。

② 不当な差別やいやがらせ（ハラスメント）を受けない健全な職場環境を確保し、明るく活気ある働くフィールドを我々一人一人が守っていきます。

(3) 能力を生かすために

我々は大東建設グループで働くことを通じて社会に貢献し、お客様の満足に寄与できることに喜びと誇りを感じるために、それぞれがその持てる力を最大限に発揮し責任完遂に向け歩み続けていきます。

(4) 企業風土の醸成

我々は、建設業に生きる者としての新しい価値の創造への意欲と、我々の会社に対する熱き思いが、活力ある企業風土を醸成することを信じ、企業文化の改革と意識改革の推進への努力を全員で行ってまいります。

6. 運用体制

(1) 運用体制

① この規範の制定および改廃は、取締役会の決議によるものとします。

② この規範の主管部署は総務部とし、総務部はこの規範に規定する事項の実施につき、関係各部署に対する助言、提言を行うものとします。

③ この規範に違反した行為が行われた場合、役員に対しては関係法令に基づき、また、従業員に対しては就業規則に基づき、それぞれ適正な措置をとります。

(2) 照会先

この規範に関する問合せ窓口は、総務部とします。

以 上

(平成 6年 3月 11日 制定)

(平成 14年 3月 1日 改定)

(平成 18年 10月 1日 改定)

(平成 25年 12月 25日 改正)

(平成 26年 3月 1日 改正)